

平成 26 年 12 月 15 日

第 4 回定例会提案理由説明書

(その 2)

登 米 市 議 会

議員 番

議案第 160 号	登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
-----------	-----------------------------------

本案は、登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 2 ページ）

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条に規定する不服申立て並びに登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第5条第2項第8号の規定による個人情報の取得、第10条第2項第6号の規定による個人情報の目的外利用等及び第33条第1項に規定する不服申立てについて調査審議するため登米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 第2条～第14条 （略）	(設置) 第1条 登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条に規定する不服申立て並びに登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）<u>第10条第2項</u>第6号の規定による個人情報の目的外利用等及び第33条第1項に規定する不服申立てについて調査審議するため登米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 第2条～第14条 （略）